

第5章 文化的景観の整備活用に関する事項

1. 整備活用に関する考え方

整備活用に関する基本方針を踏まえ、考え方を以下に示す。

五島市における観光客数は年間25万人前後であり、観光客が五島観光に期待するものとして、豊かな自然と文化が想定される。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されて以降、その構成資産である「久賀島の集落」、「奈留島の江上集落」のうち旧五輪教会堂（久賀島）と江上天主堂（奈留島）に特に観光客の急増がみられる。島全体の歴史や文化、美しい景観の魅力を発信し、これまで教会堂のみを訪れていた観光客の流れを、文化的景観地域へと周遊させる仕組み作りを行うことが必要である。

①景観を見つける。

- ①-1 調査研究による価値づけを継続する。
- ①-2 地域の魅力をどのように伸ばし活用するのか、目標を明確にする。
- ①-3 自然空間と集落及び生活・生業的空間と通して地域文化の魅力を伝えるための事業を支援する。

②景観を磨く。

・修理・修景

- ②-1 文化的景観保護推進事業のほか様々な支援策を用意する。
- ②-2 文化的景観の価値を高めるため、重要な構成要素を中心とした地域内の文化財の調査、修理等の計画を練り、実施する。
- ②-3 景観阻害要因については、文化庁事業等を活用して、修景する。
- ②-4 地域内の拠点施設の整備や、サイン整備を実施する。
- ②-5 施設整備の際は、現在の観光客の入り込み状況を把握しながら、適切な場所に拠点施設を設け、観光客と地域住民の交流の場とする。

・公共事業

- ②-6 公共工事は景観への影響が大きいため、景観保全に対する認識を統一する。
- ②-7 景観ガイドライン等も多数策定されていることから、それらの内容を踏まえ事業を実施する。
- ②-8 文化的景観を確実に継承していくため、地域住民の必要に応じて話し合いの場を設ける。

・その他

- ②-9 文化的景観の価値については、その区域内の住民への周知に加え、観光客を含め幅広い周知を行う。
- ②-10 増加が見込まれる交流人口（観光客等）の受け入れ態勢を確立し、トレッキングコースや散策ルートの設定を検討する。
- ②-11 空き家を活用し、移住希望者が地域に溶け込み生活できる環境を整える。

③景観を感じる。

- ③-1 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」はキリスト教の信仰が禁じられていた中で、日本の伝統的宗教や一般社会と共生しながら信仰を続けた信仰継続にかかわる伝統のあかしとなる遺産群である。遺産の魅力を伝える拠点施設として平成30年(2018)には久賀島に古民家を改装した「久賀島観光交流拠点センター」が、令和3年(2021)には奈留島に「世界遺産ガイダンスセンター」が開館した。この世界遺産の取組に併せ、県内外の関係市町と連携を取り、広域での重要文化的景観の周知や啓発ルート等の開発に取り組む。
- ③-2 平成27年(2015)「国境の島〜壱岐・対馬・五島」が日本遺産に登録された。五島は東シナ海上に鎖状に連なり、古代より日本と大陸を結ぶ「海の道」の要衝であった。地理的に大陸や朝鮮半島に近いことから、融和と衝突の最前線であり、その遺産が評価されている。令和3年(2021)には、取組が評価され重点支援地域に認定された。ともに日本遺産になっている関係市町と密に連携し、整備を行う。この日本遺産の取組に合わせて関係部局や市町と協力をし、重要文化的景観と合わせて盛り上げていく。
- ③-3 五島列島は、五島層群という約2,200~1,700万年前に大陸から流れてきた砂泥の地層でできており、気候や生態系は、海流（対馬暖流）の影響を受け、遣唐使船などの文化的交流や渡り鳥など大陸との繋がりが強い島である。そのような魅力あふれる地域であるため、令和3年度現在、日本ジオパークネットワークへの加盟を目指している。ジオパークの見どころとなる場所を「ジオサイト」に指定して、多くの人が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行う。その上で、これらを教育やジオツアーなどの観光活動などに活かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域の素晴らしさを知ってもらえる活動を企画する。

④景観と生きる。

- ④-1 「五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観」の整備は、自然的景観と集落及び生活・生業的景観を保全するだけでなく、地域活性化に寄与する方法で行う。
- ④-2 自然災害等による被害を最小限度に抑えるため、地域防災計画などを踏まえ、計画的な整備に取り組む。集落においては、防火対策として消火施設の設置・整備などについて検討する
- ④-3 文化的景観を長期的に保全し、継続していくために、地域産業の育成を図る。
- ④-4 一次産業の生産物を、文化的景観と関連付けてブランド化する。
- ④-5 生涯学習の一環として、公民館講座等を活用し、文化的景観の周知を図る。
- ④-6 学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。

⑤景観で繋がる。

- ⑤-1 景観保全を担う人材を育成し、地域コミュニティの活用につながる取組を推進する。
- ⑤-2 地域でまちづくりのルールなどを考え、より細やかなルール作りを目指す。
- ⑤-3 県内外に所在する同様の価値を持つ文化的景観地域との連携を図るために五島市の事業を公開する。また他自治体の情報収集を行う。
- ⑤-4 様々な計画や各種事業間における文化的景観地域の位置づけを明確にし、本地域の振興について、全庁的な取組を行える体制を確立させる。
- ⑤-5 後世に美しい景観を残せるよう、価値を共有する民間企業やNPOと協力し整備を行う。

(1) 山林区域

景観を構成する要素	整備活用に関する事項
天然林	①整備 ・天然林、保安林としての保全に努める。 ②活用 ・眺望景観を周知する方法を検討する。
ツバキ林	①整備 ・保全に努めることとするものの、生い茂りすぎないように適切な管理を行う。 ・ツバキに関する技術伝承を行う。 ②活用 ・ツバキ油搾油のためのツバキ実採取を図る。 ・ツバキ林鑑賞ツアーなどの実施を検討する。
タブノキ	①整備 ・保全に努める。 ②活用 ・周辺の要素と合わせて活用策を検討し、周知に努める。 ・生活・生業に関わりのあるタブノキについて、住民と価値を共有する。
二次林	①整備 ・下草刈りや間伐など手入れを行い里山として管理する。 ・用材として一定規模以上を伐採した場合は、植林を行うなど植生の早期回復に努める。 ②活用 ・里山を活用した取組を行う。 ・木炭など林産物の生産を図る。
人工造林	①整備 ・用材として一定規模以上を伐採した場合は、植林を行うなど植生の早期回復に努める。 ・水土保持、森林と人との共生、資源の循環利用を重視する森林整備に努める。 ②活用 ・用材などの林産物の生産を図る。

(2) 居住区域

景観を構成する要素	整備活用に関する事項
住居	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内には廃屋が点在しており、これらは景観上好ましいとはいえない。私有財産であり解体処分等の対策には法的な壁もあるが、所有者との折衝や地域内での協議などにより、対策を講じる。 ・空き家は所有者の協力を得て散策を行う際の休憩施設、物販所などとして整備する。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある集落景観を作ることで、交流人口の増加を図る。 ・島の暮らしを保全する観点から、大規模な交流人口増を目指すことは想定せず、小規模で滞在型、体験型の交流の実現を図る。 ・農漁家民泊としての利用を検討し、受け入れ態勢の充実を検討する。 ・整備した空き家を休憩施設、物販所として活用する。
工場・事業所	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域イベント開催時の拠点施設として、周辺部の整備をする。 ・現在、地域内には地元産の土産品を流通販売する組織・施設があまり整備されていないため、これらをソフト・ハードともに、その必要性や対応策を島内組織とともに協議する。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地域では漁協や農協など地域の組織で地場物産品の即売会を行っている事例も多数あり、他地区を参考に活用策を検討する。
神社、寺、教会堂 信仰に関する空間	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境内の歴史的建造物については、各種補助事業等を利用し整備を行うよう周知する。 ・修理・修景等を行う際は参道や庭園等、建築物と一体となって良好な景観を形成しているものも含めて整備を検討するよう求める。 ・現在の景観を継承することを基本とし、景観阻害要因については、修景を検討するよう求める。 ・無形の文化について引き続き調査を行い、それを継続させるための方策を検討する。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光利用が多い旧五輪教会堂、牢屋の窄殉教地、江上天主堂は、地域活動の拠点となることも想定される場所であり、整備活用計画との連携を図り、周辺環境を損なわない程度の来訪者のための文化的景観環境整備を行う。 ・区域内の寺社やそれらに付随する石造物などに対する調査を進め、更なる活用方策を検討することとする。ただし、これらは信仰の場

	<p>であるため、慎重な対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形の文化の保存や記録に努める。
墓地	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落ごとに形成された古墓は、現在管理されていない箇所もあるので、地元の協力を得て草刈り等を行い、見学できるようにする。 ・ただし、故人を弔った信仰の場であるので、無用な整備は行わない。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古墓については現段階で積極的な活用は想定しないが、歴史体験ツアーなど教育文化的な事業に際しては見学できるようにする。
公共施設	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型公共施設を改修する場合は、周囲の景観との調和に努める。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に設置されている公共施設（学校や公園等の広場）については、地域活動の場として積極的に利用ができるよう調整を行う。
広場、公園	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落と一体となって良好な景観を形成するよう活用方法や整備方針を検討する。 ・公園整備等については、周囲の景観と調和した施設整備に努めることとする。 ・広場を囲む金網のフェンスや大規模なネット、舗装材、トイレのデザイン等については、十分な配慮を行う。 ・既存の公園については、改修の際に修景を実施する。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント広場や日常的に利用可能な憩いの場としての活用を図る。
耕作地、耕作放棄地等	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内の耕作地は、耕作放棄地になっているところもあるため、活用策を検討した上で、農地として回復を検討する。また目立つ場所については定期的な除草などを行う。 ・景観の連続性を阻害しているコンクリート擁壁等については、修景を検討する。 ・駐車場整備等のハード事業を行う場合は、適切な場所に最低限必要な規模で整備を行うこととする。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランドとしての可能性を調査し、特産品の開発を行う。 ・地域の特性に合致するようであれば、段々畑オーナー制を検討する。
集落の緑地及び樹林、防風林	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林として現状維持に努める。 ・地域景観の核となるような樹木の伐採は行わないことを原則とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・防風林は強い季節風を防ぐためのものであり、現状維持に努めるとともに、必要に応じて修理を行う。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板の設置や散策マップへの掲載など周知を図る。 ・集落や農地を散策すると、大規模な防風林を見ることができる。貴重な地域資源であり、防風林が施されている建造物と一体となる新たな観光コースとしての活用策を検討する。
石造物	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に散在する歴史的な石造物は、現状維持とともに必要に応じて修理を行う。 ・新たな記念碑等は景観を阻害する要因となる可能性があるため、事前協議を行う。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石造物は地域史に深く関連するものである。その地を訪れた旅行者等がその価値を理解できるようなマップ等の作成が考えられる。
工作物	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和を求める。 ・電線・電柱などの地中埋設化については、工事費の問題のほか、道路掘削や付帯施設の設置等の景観上の問題もあり、長期的に計画策定をする。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用となった工作物が、長期間放置されないことがないよう努める。

(3) 海洋区域

景観を構成する要素	整備活用に関する事項
海岸	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none">・自然護岸、自然石積護岸を保全し整備する場合はそれらを活かす。・多様な生態系の維持に努める。・港湾整備などの公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行う。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none">・自然海岸は景観を活かした散策場所とする。
海域	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none">・景観に配慮し、工作物等設置を控えるよう求める。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none">・美しい海域の眺望を活かした、展望所を整える。
池・湖沼	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ラグーンの保全のため、草刈りなど現状の維持を目的とした整備を行う。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none">・信仰の場となっている箇所は、過剰に観光客を呼び込むことはしない。
地質鉱物	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的に区域を見に行き、ビーチロックの保全に影響がないか確認を行い課題が見つければ、関係部局と協力して整備する。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none">・貴重な自然に触れる機会を提供するような活用策を検討する。
漁港(陸域の漁業に関する施設を含める。)	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none">・漁港の機能の保全を図る。・漁港整備で構造物などが設置される場合は、特に周囲の景観に調和するよう配慮する。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none">・漁業の行いやすい環境づくりと安全性に配慮する。

(4) 複数の景観単位にわたる要素

景観を構成する要素	整備活用に関する事項
道路、林道、農道	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を散策することで文化的景観への理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を検討する。また荒廃している里道の復活など、既存の歩道等を利用した散策道の整備を検討する。 ・ 島内道路の整備については、無用な拡幅・拡張はせず、住民からの生活改善要望として上がっている箇所については、必要最小限の幅員を確保するよう改修していく。 ・ 道路線形は既存道路の線形や地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面や切土面、護岸が最小限となるよう設計する。 ・ 法面や切土面は周囲の景観と調和するように整備する。 ・ 護岸は極力自然石護岸とするよう努める。自然石護岸の積み方や素材については、周囲の既存の護岸と合ったものとする。 ・ 車両用防護柵を設置する場合は周囲の景観と調和したものとなるよう現地での検討により決定する。 ・ 鋼橋の色は周囲の景観と調和したものとなるよう現地での検討を行う <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林～集落へと続く道路等を遊歩道としての活用を検討する。 ・ 集落内の小道(歩道)については、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとして活用する。 ・ 道路整備の際に生じる残地を活用し、駐車場や展望施設として活用する。
河川	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然河岸としての保全に努める。 ・ 自然護岸や自然石積護岸、自然河床を活かした整備に努める。 ・ 多様な生態系の維持に努める。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然河岸は景観を活かした散策場所とする。 ・ 河川の中にはホタルが生息する河川であるので、自然観察会などの活用策を検討する。
石積み・石垣	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内に分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。 ・ 宅地を取り囲む防風垣や建築物の壁の一部となっている石垣は、集落景観の特徴となっており、保存に努め、必要に応じて修理・修景を行うよう支援する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の連続性を阻害しているものについては、修景若しくは除去を検討する。 ・ 現在は人が住んでいない住宅跡や今は山林化した地域にある石積み等は記録に努める。 ・ 石垣を維持するために、地域内での石積み技術の継承に努める。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な地域資源のため散策マップなどへの掲載など周知を図る。 ・ 集落内の小道を散策すると、数多くの特徴的な石垣景観を見ることができる。これは貴重な地域資源であり、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとして活用する。
--	--

(5) その他

景観を構成する要素	整備活用に関する事項
屋外広告物	<p>①整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、必要最小限の場所に、適切な大きさ、適切なデザインのを配置し、周囲の景観との調和を求める。 ・ 貴重な文化財の脇に案内板を設置する場合は特に注意を要し、文化財自体の価値を損なうことがないよう整備を求める。 <p>②活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的景観に係る説明板は関係部署と調整を図りながら設置を行う。 ・ 交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去や集約することを検討する。

2. 整備活用計画とその改訂について

整備活用計画は、保存調査で明らかとなった文化的景観の価値を本計画に基づき保存、整備活用するため、文化的景観地域内における具体的な整備活用の事業内容や進め方などをまとめるものである。

今後は、奈留島地域（大串・江上）も含め整備活用計画を必要に応じて改訂していくこととする。その際には、次頁の「五島市久賀島の文化的景観」整備活用計画(H25.3 策定)を基本理念や基本方針を発展・継承し、また前述の整備活用に関する事項をもとに計画を作成する。

【五島市久賀島の文化的景観整備活用計画(概要)】 *抜粋

■基本理念

『一歩一歩みんなで取組んでいく久賀島のまちづくり

—「生業・暮らし・交流」の風景づくり—』

久賀島の文化的景観の価値は、急速に失われてしまう恐れがあります。特に、急激に進んだ人口流出は、地域振興やまちづくりにとって過疎化、少子・高齢化という厳しい結果を残してきました。人口の激減や生活様式の変化による第一次産業の衰退や里山の荒廃は、ツバキ林を含む森林などの自的空間にも影響を及ぼし、人の管理が行き届かなくなったツバキ林はツタカズラなどに覆われはじめています。また、集落や生業空間においても空き家の増大などによる集落の荒廃、過疎化による継承者の減少から耕作放棄地が増大しています。

本計画では、「久賀島景観まちづくり計画」や他計画を踏襲し作成した、「五島市久賀島の文化的景観 保存計画」にまとめられた基本的考え方を受けて、今後とも住民と行政がともに協働しながら、「生業・暮らし・交流」の向上を図り、結果として文化的景観を守ることを目指していきます。

■基本方針

「久賀島で暮らすこととその風景に誇りを持ち、「生業・暮らし・交流」を向上させることによって少しずつ利益を受け、結果として文化的景観が守られるようになっている」

これをまちづくりの将来像として、以下のように、4つの基本方針を設定します。

(1) 人づくり・協働

島の人口が減少傾向にある中では、特に、地域が連帯感を持つことが大切です。まずは、住民の協力を集め、住民が地域づくりに自主的に取組、地域の一体感を持つことができるような地域コミュニティづくりを目指します。

また、住民だけで取組むことが難しいことについては、活動人口となりえる島外の人の力を集め、更には島のコミュニティの中に入れてもらえるような仕組みを検討します。

(2) なりわいからの仕事づくり

久賀島にはツバキ実の採取や米づくりをはじめとして、島を取り巻く豊かな自然環境の中で継続されてきた地域の生業があります。

手仕事で生み出したからこそその価値を久賀島ブランドとして捉えるとともに、今後の新たな仕事を生み出し、雇用の創出や定住施策へと結び付けていきます。

(3) さりげない利便性

車が離合しやすい、最低限の案内サインが整備されているなど、住民や来訪者にとっての利便性を高めるとともに、災害復旧時などは文化的景観の価値を損ねない整備を行います。

(4) 景観の価値を伝える

久賀島には、豊かな自然環境、祈りの風景、ツバキ林や棚田などの手入れの行きとどいた生業の空間など、見る人を魅了するものが多くあります。

その景観の価値を、住民だけではなく、訪れる人にも伝えるため、久賀島を「知り」「めぐり」「感じて」もらうための仕掛けを、それぞれの取組を連動させながら企画・実践していきます。